

# 星野小学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめ問題に関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」を的確に実施することが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

### (3) 学校及び職員の責務

- いじめが行われず、全ての児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるように、保護者・関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むと共に、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに、その再発防止に努める。

## 2 いじめの防止のための取組（視点1）

いじめの未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。具体的には、温かい人間関係を含む日々の学級経営の充実と、分かる授業やすべての児童が有用感を感じられる授業づくりが肝要であると考えます。

### (1) 日々の学級経営の充実

いじめの未然防止には、「いじめ」を許さない雰囲気が浸透する学校・学級づくりが大切である。

- ① 友だちを大切にする学級の雰囲気づくり
  - 子どもたち一人一人を大切にする教師自身の言動を磨く。
  - 友だちの発言をしっかり聴いて受け止める学習習慣をつくる。
  - 間違いや失敗を大切にする学習を行う。
- ② みんなで伸びていくことを大切にしたい学級づくり
  - 学級目標を大切にしたい学級づくりに取り組む。
  - 互いに学び合う学習を意図的に設定する。

## (2) 満足感・充実感のある授業づくり

きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感をもった児童を育てる授業づくりを工夫する。

- ① わかる授業づくり
  - めあてやまとめが焦点化され、児童自身がわかったと実感し、自分の力の伸びに満足できる授業をつくる。
  - 視覚的にわかりやすくなるように、構造的な板書や効果的な絵図などを工夫する。
  - 授業を行う教職員は、授業研究を行い、指導力の向上を図る。
- ② すべての児童が参加・活躍できる授業づくり
  - 児童一人ひとりが大切にされ存在感や有用感を感じることができるよう、教えたり教えられたりする活動や意見を交流し考えを高め合う活動などを位置付け、クラス全員で学習を共有できる授業をつくる。
- ③ 落ち着いた雰囲気をつくる学習規律
  - 「時計を見て着席する」「持ち物をそろえる」「よい姿勢で書く」などの学習規律を身につけさせる。

## (3) 心を豊かにする授業づくり

- ① いじめに関する学習指導を全校で実施する。
 

いじめが起きやすいといわれる学年始めの5月と長期休業後の9月に、道徳科の学習(B-(9)友情・信頼)を行う。また、情報モラルの学習を年間4回(道徳2・学活2)行う。
- ② 日常の学習を行う中で、友人関係、集団づくり、社会性の育成の視点を大切にする。
- ③ 学年に応じて、社会体験、交流体験、異学年との交流活動を行う。

## (4) 保護者や地域の人たちへの働きかけ

- ① 学習参観・交流活動への協力の呼びかけ
  - 人権を大切にするための学習を、学習参観で保護者に公開する。
  - 地域の高齢者施設や保育園等との交流活動をする。
- ② 学校便り、学級通信でのお知らせ
  - いじめへの取組について学校からの通信等を通して、保護者に理解と協力を呼びかける。

### 3 早期発見・いじめ事案への対処のあり方（視点2）

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。いじめは、大人が気づきにくいところで行われ潜在化しやすいことを認識し、日頃から児童との信頼関係の構築に努めながら、児童一人ひとりの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、教職員の間で情報を共有し保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

#### (1) 早期発見のための心構え

##### ① 児童の立場に立つ

○ 児童一人ひとりを人格のある尊重すべき人間として向き合い、人権を大切にされた教育活動を行っていく。そのために、人権感覚を磨き、児童の行動や言動をきちんと受け止め、児童の立場に立って一人ひとりを守るという姿勢を大切にしていく。

##### ② 児童を共感的に理解する

○ 集団の中で配慮を要する児童に気づき、児童の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性をもつことが求められている。そのためには、児童の気持ちをそのまま受け入れることが大切であり、共感的に児童の気持ちや行動及び価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める必要がある。

#### (2) 早期発見のための手立て

##### ① 「いじめ防止の日」（毎月5日）の取組

各教職員が各自の取組を「振り返りシート」「福岡アクション3」を活用し振り返ること  
で、いじめ防止の取組を継続・強化する。

##### ② なかよしアンケート・いじめを発見するためのアンケート

いじめを発見するためのアンケートを年3回、なかよしアンケートを毎月実施する。

いくつかの種類アンケートを用い、児童の様子や思いを多角的に把握する。児童によってはその場で記入しにくい状況も考えられるので、記入時の雰囲気、記名の有無、机の配置、提出の方法などに十分配慮をして行う。

##### ③ 教育相談の実施

なかよしアンケート実施後、児童全員を対象にした教育相談を実施する。人間関係で困っていることを中心に直接聞き取りを行う。相談をすることで、いじめの対象が広がったりいじめが助長されたりすることがないように、教育相談の場所、時間配分、相談内容の取り扱いなどに細心の注意を払う。また、必要に応じて、別の時間を確保して教育相談を行う場合もある。SCとの面談（年度当初；4・5・6年生全員実施）も行う。

##### ④ 日常的な観察

学習中、休み時間、給食時間、掃除の時間等、すべての教職員で児童の様子に目を配る。観察してわかったことや気になることは内容の軽重にかかわらず、校内いじめ防止対策委員会に速やかに報告する。毎週火曜日の連絡会において、気になる事象・配慮を要する児童の共通理解を行う。

⑤ 保護者や地域の人からの情報を受ける体制づくり

保護者への「いじめチェックリスト」年3回おこなう。学校からの通信、家庭訪問、学習参観・学級懇談会、地区懇談会等を通して、学校の情報を家庭や地域に発信し、日頃から信頼関係を築く努力を積み重ねる。また、学習参観時に保護者へのアンケートを実施し、保護者の思いや願いを丁寧にくみ取る。家庭・地域からの情報の窓口をできるだけ広くし、担任だけでなくすべての教職員が情報を受け取ることができるようにする。

⑥ 相談ポストの設置

児童昇降口横の廊下に、相談ポストを設置する。話では内容を伝えにくいときや特定の教職員に直接相談したいとき等に、手紙を入れるように話をしておく。ポストの手紙を最初に読むのは、養護教諭であることや、養護教諭が宛先を確認した後は相談したい教師に直接手渡すこと、相談内容は児童たちには明かさないとなどを約束し、児童が相談ポストを安心して利用できるようにする。

⑦ 個人カルテ、いじめチェックリスト

教師は、月に一度のいじめチェックリスト記入を通して、自分自身の教育活動を振り返る。また、児童一人ひとりの学校、家庭、地域における生活状況を観察し、個人カルテに記入することで、児童の変化をつかみ、問題行動の未然防止、早期発見、早期対応に生かす。更に、各学年における児童のいじめや不登校、問題行動などに関する状況を記入しておくことで、次年度の指導・支援に生かしたり、過去の児童の様子や人間関係を捉え直したりする。

⑧ 「24時間相談ダイヤル」の周知

全国のだれでも、いつでも（夜間・休日でも）、簡単に、いじめ等の悩みを相談できる機関があることを知らせる。電話相談窓口紹介カード（文部科学省作成）を、全児童に配布する。

24時間いじめ相談ダイヤル 0570-0-78310（なやみ言（い）おう）

### (3) いじめ対応の基本的な考え方と対応の流れ

① 基本的な考え方

※「いじめ・防止対策委員会」を毎月1回開催する。

- 全職員がいじめられている児童・いじめを知らせた児童を守り抜くという強い信念をもって、いじめ問題に対応する。
- いじめを発見した場合には、関係職員が一人で抱え込まないようにし、学校全体で対応する。
- いじめ事案が発生した場合、校長の指導のもと「いじめ防止対策委員会」を開催し、今後の対応方針を立て組織的にいじめ問題解決にあたる。迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから方針決定に至るまでを、情報を得た日に行うことを基本とする。
- 対応の速さが重要ではあるが、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合には、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応（誰が、誰に、いつまでに、何をするのか方針を立てる、すぐ行うこと、中・長期目標を立てる、保護者への対応、職員の共通理解・対応等）する。

② いじめ対応の主な流れ（「星野小学校いじめ対応についての流れ」参照）

1 いじめ情報のキャッチ → 2 正確な事実把握 → 3 指導体制・方針の決定 → 4 対象の児童への支援・保護者との連携 → 5 継続的な対応
---

③ 留意点

- 事実確認においては、スピードと正確さを重視する。いじめられた児童、いじめた児童双方からいじめの行為の内容、それまでの経過、それに伴う心情などを、できるだけ具体的に聞き取る。聞き取りを行うときには、場所や雰囲気・児童の気持ちに十分配慮し、話しやすい環境をつくる。
- アンケートなどを活用し、周囲の児童や保護者などからも詳しい情報を得る。当事者の話と周囲の児童等の話を比べながら、正確な事実確認をする。
- 管理職の指導のもと、複数の教職員で対応にあたる。聞き取りなどの対応が別のいじめを起こさないように、情報の取り扱いを適切にする。

(4) いじめが起きた場合の対応

① いじめられた児童、その保護者に対して

《児童へ》

- 事実を丁寧に確認するとともに、つらい気持ちを十分受け入れ共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで、先生達みんなで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できるという希望をもたせる。児童が納得し安心できる対応の計画をともに考える。
- 児童のよさを具体的に伝え、自信をもたせるとともに自尊感情が高まるように配慮する。

《保護者へ》

- 発見したその日に、担任と教頭で家庭訪問を行い、わかっている事実関係を直接伝える。
- これからの対応の方針を伝えるとともに、協議をし、方針について納得してもらう。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 家庭で児童の変化に注意をしてもらい、些細なことでも大切に相談に応じることを伝える。

② いじめを知らせた児童に対して

- 勇気のある行動をたたえるとともに、いじめを知らせたことは絶対に明かさないとや全職員で守ることを伝える。
- いじめを許さなかったこと、その結果いじめの解決に向けて進むこと等を伝え、自尊感情が高まるように配慮する。

③ いじめた児童、その保護者に対して

《児童へ》

- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど教育的配慮をしながら、いじめ

に対して毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられた児童はとても悲しい気持ちであることを理解させる。今後いじめを起こさないという強い気持ちをもたせる。

- いじめを起こしたときの気持ちや状況について十分に聞き取りを行い、児童の背景にも目を向け心の通った指導を行う。
- いじめた児童に対する謝罪の気持ちの表し方を、いっしょに具体的に考える。

《保護者に対して》

- できるだけ早い段階で、正確な事実を説明する。保護者が児童を信じたいという気持ちを理解しながらも、事実を伝え理解してもらおう。必要に応じて、児童の口から事実を語らせる。
  - 「いじめは決して許されない行為である」ことを毅然とした態度で示し、児童の将来を見すえた家庭での指導をお願いする。児童の見方、指導の仕方など、家庭と学校といっしょになって考え具体的な方法を見つけ出す。
- ④ 周りの児童に対して
- 状況を十分に考えながら、当事者だけの問題にとどめず、学級及び学校全体の問題としてとらえ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
  - 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学校全体に示す。周りではやし立てたり見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめに加わった行為であることを指導し、理解させる。

## 4 SNS（ソーシャルネットワーキングサイト）、携帯等を通じてのいじめ対応

### (1) SNS、携帯電話等を通じてのいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォン、ゲーム機などを利用して、特定の児童の悪口や誹謗中傷などをインターネット上の Web サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うことである。

- ① ネット上のいじめ
- 匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
    - ・メールでのいじめ
    - ・ブログでのいじめ
    - ・チェーンメールでのいじめ
    - ・学校非公式サイト（学校裏サイト）でのいじめ
- ② SNS から生じたいじめ
- 掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
  - スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。
- ③ 動画共有サイトでのいじめ
- 一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

## (2) 未然防止のための方途

### ① 保護者に伝えたいこと

- 児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングするだけでなく、家庭において児童を危険から守るためのルール作りを行うこと、特に、携帯電話をもたせる必要性について検討すること。
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識を持つこと。
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童に深刻な影響を与えることを認識すること。
- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気付けば躊躇無く問いかけ、即座に、学校へ相談することを伝える。  
※学校・学級通信でSNS利用についての保護者の見守りの必要性・注意喚起についての内容を定期的（7・12・3月）に掲載する。また、学級懇談会において議題に取り上げ各家庭における利用状況の実態把握をし、児童の適切なSNS利用について保護者の指導・見守りの必要性への協力を依頼する。

### ② 情報モラルに関する指導の際、児童に理解させるポイント

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まる。
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できる。
- 違法情報や有害情報が含まれている。
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性がある。
- 一度流出した情報は、簡単に回収できない。

### ③ 情報教育としての具体的な取り組み

「SNS利用に関するモラル指導」の授業（道徳科1時間、学級活動1時間）全学年2回実施する。学習を通して、情報や情報技術の役割や影響を知り、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度を身に付けさせる。

## 5 いじめ問題に取り組む組織及び対応手順（視点3）

### (1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、学校長が任命した「いじめ防止対策委員会」を設置し、委員会を中心として、教職員全員で共通理解を図り学校全体で総合的ないじめ対策を行っていく。また、いじめ対策委員会を中心とした学校全体の組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検評価を行い改善を加えながら、児童の状況や地域の実態に応じた取組を行っていく。

### (2) 監督庁、警察、地域等の関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、監督官庁や警察、地域等の関係機関との連携が

不可欠である。学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに監督官庁へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受けていく。また、学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や少年サポートセンターに相談し、連携して対応していく。児童の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する必要がある。

(3) 令和4年度重点目標

いじめ防止のために、いじめの未然防止と早期発見に努める。

(4) いじめ問題へ対応する手順

**いじめ防止対策委員会**  
**【構成員】**  
 校長、教頭、主幹教諭（特別支援コーディネーター）、生徒指導担当、養護教諭、担任  
 ※必要に応じて  
 八女市警察署生活安全課少年係スクールサポーター（古瀬敏幸氏）、SC、SSW  
**【開催】** 毎月1回を定例とし、いじめ事案が発生した場合は緊急開催とする。





## 6 保護者、地域への情報発信と連携体制（視点4）

○保護者に対して、以下の広報啓発活動を行う。

- ・保護者アンケート(学習参観時、前期・後期各1回)を行う。
- ・学校便り、学級便りでSNS等によるいじめ防止のための呼びかけをする。
- ・保護者会等に警察関係者を招聘し啓発のための講演会を実施する。
- ・星野小学校のHPにいじめ防止基本方針を掲載し、保護者に理解と協力を求める。
- ・学年保護者懇談会、地区懇談会でいじめに関する保護者啓発を行う。
- ・定例のPTA理事会において、いじめに関する報告を行い、協力を求める。

## 7 いじめに関する校内研修の充実（視点5）

- 本校においては、この「星野小いじめ防止基本方針」を活用した校内研修を、年度初めに実施し、いじめ問題について全職員で共通理解を図る。
- 夏季休業中に、いじめに関する研修を実施する。教職員一人一人がいじめ対応に関するスキルや指導方法を身につけるような、教職員の指導力を高める研修を実施する。
- 連絡会の時間を活用し、児童の状況を報告し合いながら、日常的に児童理解を積み重ねていく。